【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出日】 2025年4月14日

【中間会計期間】 第34期中(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

【会社名】 株式会社ANAPホールディングス

(旧会社名 株式会社ANAP)

【英訳名】 ANAP HOLDINGS INC.

(旧英訳名 ANAP INC.)

(注)2025年3月31日開催の臨時株主総会の決議により、2025年4月1日から会社

名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 川合 林太郎

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山四丁目20番19号

(2025年4月1日から本店所在地 東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号が上記のよ

うに移転しております。)

【電話番号】 -

【事務連絡者氏名】 -

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】 (03)5772 - 2717

【事務連絡者氏名】 経理部長 泉谷 英治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第34期 中間連結会計期間 |
|-----------------------|------|-----------------------------|
| 会計期間 | | 自 2024年9月1日 至 2025年2月28日 |
| 売上高 | (千円) | 582,190 |
| 経常損失() | (千円) | 561,719 |
| 親会社株主に帰属する 中間純利益 | (千円) | 825,782 |
| 中間包括利益 | (千円) | 825,782 |
| 純資産額 | (千円) | 810,218 |
| 総資産額 | (千円) | 1,134,928 |
| 1 株当たり中間純利益 | (円) | 72.00 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 | (円) | 70.49 |
| 自己資本比率 | (%) | 71.4 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 458,948 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 9,400 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 888,262 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | (千円) | 609,484 |

- (注) 1.当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関連会社)は、2025年1月20日開催の取締役会において決議し、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社 ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社3社を設立いたしました。また、2025年4月1日付で「株式会社ANAPホールディングス」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持するとともに、新設分割により、当社の100%子会社となる株式会社ANAPを設立し、当社が営む服飾雑貨の企画販売事業に関する資産、負債及び権利義務を承継させております。

なお、当中間連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「3.報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、当中間連結会計期間末時点においては純資産が810百万円となり債務超過を解消しておりますが、2020年8月期以降5期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、2019年8月期以降6期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

このような状況において、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であると認識 しております。当該状況を解消するための対応策及び継続企業の前提に関する詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(継続企業の前提に関する注記)」をご参照ください。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、前中間連結会計期間は、中間財務諸表を作成し、中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結 会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調を維持しております。しかしながら、欧米における高金利水準の継続や中国経済の減速、さらにはウクライナ情勢の長期化や中東地域の地政学的リスクの高まりなど、海外景気の下振れリスクが依然として存在し、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属するカジュアルファッション業界におきましては、少子高齢化や人口減少による市場規模の縮小が長期的に見込まれる一方で、原材料費や物流費の高騰、人件費の上昇が続き、販売単価が上昇基調にあります。また、賃金の上昇が持続的に進む中で、家計における衣料品支出金額の減少傾向が和らぎ、徐々に回復基調に転じることが期待されております。しかしながら、消費者の購買行動は慎重さを増しており、引き続き柔軟な対応が求められる状況です。

このような状況のもと、当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに厳しい状況が続いております。今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続してまいります。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当中間連結会計期間末時点における純資産の額は、810百万円となり、債務超過を解消いたしました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高582百万円となり、売上高が減少したことによる粗利益の減少の影響を受け、営業損失534百万円、経常損失561百万円となりました。また、債務免除益等(詳細につきましては、2024年10月31日付「特別利益(債務免除益)の計上に関するお知らせ」をご参照ください。)を1,399百万円計上し、親会社株主に帰属する中間純利益825百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「3.報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

当中間連結会計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(店舗販売事業)

店舗販売事業につきましては、不採算店舗の閉店などを実施し収益の改善を図ったものの、前述のとおり、新規の仕入れを抑えていることから、売上・利益ともに厳しい結果となりました。

以上により、売上高は437百万円、セグメント損失は244百万円となりました。

(インターネット販売事業)

インターネット販売事業につきましては、不採算の他社サイトからの撤退を進め、自社サイト及び収益性の高い 他社サイトに厳選する施策を実施いたしましたが、短期間での利益回復までには至りませんでした。

以上により、売上高は114百万円、セグメント損失は41百万円となりました。

(卸売販売事業)

卸売販売事業につきましては、店舗同様に仕入れを制限したことにより新たな商品の販売が伸ばせず、売上・利益ともに厳しい状況となりました。

以上により、売上高は10百万円、セグメント損失は3百万円となりました。

(ライセンス事業)

ライセンス事業につきましては、既存ライセンシーとの取引強化および新規取引先開拓により、前期を上回り好調に推移しました。

以上により、売上高は20百万円、セグメント利益は7百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は818百万円となりました。主な内訳は、現金及び預金が609百万円、売掛金が30百万円、商品及び製品が67百万円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は316百万円となりました。主な内訳は、敷金及び保証金が309百万円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は150百万円となりました。主な内訳は、買掛金が21百万円、未払 法人税等が26百万円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は174百万円となりました。主な内訳は、資産除去債務が113百万円、退職給付に係る負債が59百万円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は810百万円となりました。主な内訳は、資本金が1,553百万円、資本剰余金が1,869百万円、利益剰余金が 2,417百万円であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、609百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果支出した資金は458百万円となりました。これは主に、債務免除益 1,399百万円、税金等調整前中間純利益838百万円の結果であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は9百万円となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入20百万円による増加の結果であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は888百万円となりました。これは主に、新株予約権の 行使による株式の発行による収入680百万円による増加の結果であります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループは優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に向けて、当社が営む服飾雑貨の企画販売事業を新たに設立する会社に承継させる新設分割を行うこと及び定款の一部変更を決議いたしました。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 65,090,000 |
| 計 | 65,090,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年 2 月28日) | 提出日現在 発行数(株) (2025年4月14日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 19,167,300 | 19,167,300 | 東京証券取引所 スタンダード市場 | 単元株式数は100株 であります。 |
| 計 | 19,167,300 | 19,167,300 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間に発行した新株予約権は以下のとおりであります。

| 第 6 回新株予約権 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| 決議年月日 | 2024年11月26日 | | | | |
| 新株予約権の数(個) | 28,925(注)7 | | | | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | | | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 2,892,500(注)7 (新株予約権1個につき100株) | | | | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 一株当たり242(注)8 | | | | |
| 新株予約権の行使期間 | 2024年11月27日~2029年11月26日 | | | | |
| 新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価額及び 資本組入額(円) | 発行価格 242 資本組入額 121(注)7、9 | | | | |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)10 | | | | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認 を要する。 | | | | |
| 取得条項に関する事項 | (注)11 | | | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)12 | | | | |

新株予約権の発行時(2024年11月27日)における内容を記載しております。

(注) 1. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1)本新株予約権の目的となる株式の総数は2,892,500株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- (2)行使価額の修正基準:本新株予約権の当初行使価額242円は、2024年10月17日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における普通取引の終

値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)の90%に相当する価額であ る。当社は、割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。当該効力発生日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正基準日時価」という。)に修正され る。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額 とする。

- (3)行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第(2)項に記載の、行使価額の修正に該当する都度、修正される。 し、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことは できない。
- (4)行使価額の下限:188円(以下、「下限行使価額」という。但し、別記「行使価額の調整」欄の規定を準用し て調整されることがある。)
- (5)割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は2,892,500株(発行済株式総数に対する割合は 52.83%)、割当株式数は100株で確定している。
- (6)本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第(4)項に記載の行使価額の下限にて本新株予 約権が全て行使された場合の資金調達額):543,790,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性があ
- (7)本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「新株予約権の取得に関する事項」欄を参照)。
- 2.企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデ リバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容 該当事項はございません。

3.当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との 間で締結する予定の取決め内容

当社は本新株予約権割当予定先との間で、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することを目的として 行使制限条項(注)を、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達と、第三者割当増資及びDES後に当社が再 び債務超過に陥った場合に機動的に対応することを目的に行使指示条項(注)を設定する予定であります。

:行使制限条項

割当予定先は、本新株予約権の行使をしようとする日を含む本新株予約権の行使期間(ただし、本新 株予約権の行使可能期間の最後の2ヵ月間を除く。)中の各暦月において、当該行使により取得することとなる株式数が払込期日(2024年11月27日)時点における募集株式(普通株式)発行後の当社の上場 株式数(ただし、払込期日後において当社の普通株式について株式の分割、併合又は無償割当て等が 行われた場合には、公正かつ合理的な調整を行った株式数とする。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができないものとする。ただし、 前条に基づく行使指示に応じて本新株予約権を行使する場合、又は、行使可能期間に属する当社の各 事業年度の四半期末日において純資産の額が正であることが達成できない合理的なおそれが存在する 場合を除く。

割当予定先は、本新株予約権を行使するにあたっては、有価証券上場規程第501条第1項第1号b(c) に定める上場維持基準(「流通株式の数が、上場会社の事業年度の末日において上場株券等の数の 25%以上であること」)に適合しない状況となり、その後、同規程第601条第1項に定める上場廃止基 準に抵触することのないよう行使するものとする。

:行使指示条項

当社は、割当予定先に対し、行使可能期間において、(a)に定める要件に加えて、(b)又は(c)の要件 を満たす場合に限り、指定の様式の通知書を交付することにより、本新株予約権の行使により取得す ることとなる株式数(以下「行使数量」という。)を指定した上で、本新株予約権の行使を割当予定先に指示(以下「行使指示」という。)することができる。

- (a) 行使指示日の前営業日の当社の普通株式終値(東京証券取引所が発表する当社の普通株式の株価 の終値をいい、行使指示日の前営業日に終値がない場合には終値が発表された直近の取引日にお
- ける終値とする。)が行使価額の80%を上回ること (b) 行使可能期間に属する当社の各事業年度の四半期末日において純資産の額が正であることが達成 できない合理的なおそれが存在すること
- (c) 事業再生計画案の履行又は資金繰りを維持することができない合理的なおそれが存在すること ·割当予定先は、行使指示について、前項の各要件の充足該当性が認められない場合又は以下に該当す る場合で行使指示受付期限までに、その旨を当社に通知することにより、行使指示を受け付けない場合を除き、当社が行使指示を発した日(以下「行使指示日」という。)から(当日を除く)30取引日を経 過する日まで(当日を含む)に、行使数量の本新株予約権を行使する義務を負う
- (a) 政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引業協会、金融商品取引所その他の自主規制 ´ 機関の指示に基づく場合 (b) 割当予定先が法令、諸規則又は割当予定先が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するため
- に制定した社内規則を遵守するために必要な場合 (c) 行使指示の通知時点において、当社の重要事実等の公表から24時間を経過していない場合
- (d) 当社が本契約に違反して行使指示を行った場合
- (e) 東京証券取引所における当社の普通株式の取引が不能となっている場合、もしくは東京証券取引 所における売買立会終了時において、当社の普通株式が制限値幅の下限価格と同額となっている 場合
- . 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項はございません。
- 5.提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取 決めの内容

該当事項はございません。

6 . その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はございません。

- 7.新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
 - (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,892,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項の(2)及び(3)によ り割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調

整されるものとする。

(2)当社が(注) 4の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注) 4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後割当株式数 = -

調整後行使価額

- (3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、(注)4の各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 8. 行使価額の調整
 - (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は 変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価 額を調整する。

既発行株式数 + 交付株式数 × 1株あたり払込金額

... —

1 株あたりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

既発行株式数 + 交付株式数

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株式に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割により株式を交付する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式 又は本項第(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新 株式に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

る権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株式に付されたものを含む。)の取得と引換 えに本項第(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2) から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2) から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額)

x 調整前行使価額により当該期間内に交 付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

で で使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30 取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値と する。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものと する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5)上記第(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とする とき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要 とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり 使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 9.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 10.新株予約権の行使の条件
 - (1)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2)各本新株予約権の一部行使はできない。
- 11. 新株予約権の取得に関する事項

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

12.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1)新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

- (3)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5)新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6)新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

第6回新株予約権(行使価額修正条項付)

| | 中間会計期間 (2024年 9 月 1 日から2025年 2 月28日まで) |
|--|---|
| 当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の数(個) | 28,925 |
| 当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株) | 2,892,500 |
| 当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | 242 |
| 当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | 699 |
| 当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | 28,925 |
| 当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | 2,892,500 |
| 当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | 242 |
| 当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | 699 |

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2024年11月27日 (注) 1 | 10,800,000 | 16,274,800 | 675,000 | 1,197,865 | 675,000 | 1,127,865 |
| 2024年9月1日~ 2025年2月28日 (注)2 | 2,892,500 | 19,167,300 | 355,791 | 1,553,657 | 355,791 | 1,483,657 |

- (注) 1 2024年11月27日を払込期日とするデット・エクイティ・スワップによる第三者割当による新株式の発行により、発行済株式総数が10,800,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ675,000千円増加しております。(割当先:ネットプライス事業再生合同会社6,800,000株、QL有限責任事業組合3,600,000株、株式会社サムライパートナーズ400,000株 発行価額:125円 資本組入額:62.5円)
 - 2 新株予約権行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2025年 2 月28日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%) |
|---|--|--------------|---|
| ネットプライス事業再生合同会社 | 東京都港区新橋二丁目16番1号 | 12,542,500 | 66.64 |
| Q L 有限責任事業組合 | 東京都品川区上大崎三丁目14-1 | 1,356,000 | 7.20 |
| MIRAI-TECH株式会社 | 千葉県市川市東菅野二丁目1番1号 | 500,000 | 2.66 |
| 株式会社サムライパートナーズ | 福岡県福岡市東区香椎駅前二丁目 8 -18 -405号 | 400,000 | 2.13 |
| 家髙 利康 | 東京都世田谷区 | 365,000 | 1.94 |
| 株式会社Tiger Japan I nvestment | 東京都千代田区麹町六丁目2番6号 PMO麹町412 | 300,000 | 1.59 |
| 中島 篤三 | 東京都世田谷区 | 201,100 | 1.07 |
| 川原 康照 | 福岡県筑紫野市 | 98,500 | 0.52 |
| CHINA GALAXY INTE RNATIONAL SECURI TIES (HONG KONG) CO., LIMITED - CAS H CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店) | UNIT 2701-03,27/F,INFINITUSPLAZA,199 DES VOEUX ROADCENTRAL,SHEUNG WAN,HK | 93,000 | 0.49 |
| 河合 マーロン | 神奈川県横須賀市 | 90,000 | 0.48 |
| 熊谷 晶紀 | 東京都江東区 | 74,500 | 0.40 |
| 計 | - | 16,020,600 | 85.12 |

⁽注) 1.上記のほか、自己株式345,707株あります。

^{2.2024}年10月17日開催開催の取締役会において決議し、第三者割当の方法により、当社普通株式及び第6回新株予約券の発行を行っております。このため、ネットプライス事業再生合同会社及びQL有限責任事業組合が新たに主要株主となりました。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 2 月28日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 345,700 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 18,817,800 | 188,178 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 3,800 | | |
| 発行済株式総数 | 19,167,300 | | |
| 総株主の議決権 | | 188,178 | |

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が7株含まれております。

【自己株式等】

2025年 2 月28日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数(株) | 他人名義 所有株式数(株) | 所有株式数 の合計(株) | 発行済株式 総数に対する所有 株式数の割合(%) |
|----------------------|------------------------|---------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社ANAP | 東京都渋谷区神宮前一 丁目16番11号 | 345,700 | | 345,700 | 1.80 |
| 計 | | 345,700 | | 345,700 | 1.80 |

(注) 株式会社ANAPは、2025年4月1日付で株式会社ANAPホールディングスに商号変更しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当中間会計期間における役員の異動はありません。なお、当中間会計期間末日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) | 就任年月日 |
|-------------|--------|--------------|---|--|-------|--------------|--------------|
| 代表取締役 会長 | 川合 林太郎 | 1971年1月5日生 | 2002年1月 2005年10月 2020年12月 2021年6月 2021年9月 2025年3月 | 住友商事ロシア現地法人 ZAO SUMITRADE ㈱KasperkyLabsJapan 代表取締役社長 アリア㈱ 顧問 フルグル合同会社 職務執行者(代表)(現任) ㈱イフィネクスジャパン 代表取締役社長(現任) 当社代表取締役会長(現任) | (注) 2 | | 2025年 3 月31日 |
| 取締役副社長 | 山本 和弘 | 1968年7月1日生 | 1991年4月 1998年10月 2000年5月 2002年4月 2007年10月 2009年9月 2023年4月 2025年1月 2025年3月 | 日商岩井㈱ (現・双日㈱) パリパ銀行 (現・BNPパリパ銀行) 東京支店 BNPパリパ証券会社 東京支店 HVBキャピタル証券会社 (現・ウニクレディト銀行の証券 子会社) 東京支店 ㈱ディー・エヌ・エー クロノス・キャピタル合同会社 代表社員(現任) ㈱ジェリーピーンズグループ 社外取締役(現任) 当社戦行役員 当社取締役(現任) | (注) 2 | | 2025年 3 月31日 |
| 取締役 | 宮橋 一郎 | 1961年3月10日生 | 1985年4月 2009年12月 2011年9月 2022年5月 2025年3月 | 日本アイ・ビー・エム㈱ ㈱シマンテック ㈱KasperkyLabsJapan ㈱イフィネクスジャパン 執行役員CTO 当社取締役(現任) | (注) 2 | | 2025年 3 月31日 |
| 取締役 | 柚木 庸輔 | 1979年12月18日生 | 2004年12月 2010年11月 2012年6月 2016年8月 2024年5月 | 監査法人トーマツ (現・有限責任監査法人トーマツ) 静岡事務所 税理士法人タックスアイズ 公認会計士・税理士柚木庸輔事務 所開業 (株)YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS設立 代表取締役(現任) (株)ジェリービーンズグループ 監査役(現任) 当社取締役(現任) | (注) 2 | | 2025年 3 月31日 |

(注) 1.取締役柚木庸輔は、社外取締役であります。

2. 取締役の任期は、2025年3月31日開催の臨時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

| 役職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|-------------|-------|--------------|
| 取締役 会長 | 立川 光昭 | 2025年 3 月31日 |
| 取締役 管理担当 | 池 直将 | 2025年 3 月31日 |
| 取締役 | 林 光 | 2025年 3 月31日 |

(3) 役職の異動

| 新役職名 | 旧役職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|-----------|-------------|-------|--------------|
| 取締役 | 代表取締役 社長 | 若月 舞子 | 2025年 3 月31日 |
| 取締役 社長 | 取締役 副社長 | 湯浅 慎司 | 2025年 3 月31日 |

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10.0%)

第4 【経理の状況】

1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第 1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表について、アルファ監査法人による期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第33期事業年度 フェイス監査法人

第34期中間連結会計期間 アルファ監査法人

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

当中間連結会計期間

(単位:千円)

| | (2025年2月28日) |
|------------|--------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 609,484 |
| 売掛金 | 30,312 |
| 商品及び製品 | 67,628 |
| 原材料及び貯蔵品 | 11,660 |
| その他 | 99,082 |
| 流動資産合計 | 818,166 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 0 |
| 無形固定資産 | 0 |
| 投資その他の資産 | |
| 敷金及び保証金 | 309,642 |
| その他 | 7,544 |
| 貸倒引当金 | 425 |
| 投資その他の資産合計 | 316,761 |
| 固定資産合計 | 316,761 |
| 資産合計 | 1,134,928 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 21,378 |
| 未払法人税等 | 26,216 |
| 賞与引当金 | 4,550 |
| 資産除去債務 | 3,490 |
| その他 | 94,505 |
| 流動負債合計 | 150,141 |
| 固定負債 | |
| 退職給付に係る負債 | 59,724 |
| 資産除去債務 | 113,130 |
| その他 | 1,712 |
| 固定負債合計 | 174,567 |
| 負債合計 | 324,709 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 1,553,657 |
| 資本剰余金 | 1,869,553 |
| 利益剰余金 | 2,417,561 |
| 自己株式 | 195,430 |
| 株主資本合計 | 810,218 |
| 純資産合計 | 810,218 |
| 負債純資産合計 | 1,134,928 |
| | |

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

| | (単位:千円) |
|-----------------|--|
| | 当中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日) |
| 売上高 | 582,190 |
| 売上原価 | 241,967 |
| 売上総利益 | 340,223 |
| 販売費及び一般管理費 | 874,919 |
| 営業損失() | 534,696 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 149 |
| その他 | 1,273 |
| 営業外収益合計 | 1,422 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 6,645 |
| 株式交付費 | 19,843 |
| 為替差損 | 228 |
| その他 | 1,729 |
| 営業外費用合計 | 28,446 |
| 経常損失() | 561,719 |
| 特別利益 | |
| 債務免除益 | 1,399,999 |
| 特別利益合計 | 1,399,999 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 0 |
| 特別損失合計 | 0 |
| 税金等調整前中間純利益 | 838,279 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,497 |
| 法人税等合計 | 12,497 |
| 中間純利益 | 825,782 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 825,782 |
| | |

【中間連結包括利益計算書】

| | (単位:千円) |
|----------------|-------------------------------|
| | 当中間連結会計期間 |
| | (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日) |
| | 王 2023年 2 月20日) |
| 中間純利益 | 825,782 |
| 中間包括利益 | 825,782 |
| (内訳) | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 825,782 |

(単位:千円)

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

| | (自 2024年9月1日 |
|-----------------------|-----------------|
| WWW.TLL La L | 至 2025年 2 月28日) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 222 272 |
| 税金等調整前中間純利益 | 838,279 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 700 |
| 退職給付に係る負債の増減額(は減少) | 242 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 425 |
| 支払利息 | 6,645 |
| 株式交付費 | 19,843 |
| 債務免除益 | 1,399,999 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 63,894 |
| 棚卸資産の増減額(は増加) | 106,960 |
| 前渡金の増減額(は増加) | 49,995 |
| 未収消費税等の増減額(は増加) | 4,853 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 15,536 |
| 未払金の増減額(は減少) | 16,054 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 20,596 |
| その他 | 6,523 |
| 小計 | 437,672 |
| 利息及び配当金の受取額 | 149 |
| 利息の支払額 | 13,557 |
| 法人税等の支払額又は還付額(は支払) | 7,867 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 458,948 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資有価証券の売却による収入 | 20,000 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 16,880 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 6,600 |
| 長期前払費用の取得による支出 | 320 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 9,400 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入れによる収入 | 800,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | 515,384 |
| 長期借入金の返済による支出 | 84,615 |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 680,141 |
| 新株予約権の発行による収入 | 11,598 |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | 1,112 |
| その他 | 2,365 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 888,262 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 3 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 438,711 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 170,772 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 609,484 |
| | |

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当中間連結会計期間末時点においては純資産が810百万円となり債務超過を解消しておりますが、2020年8月期以降5期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、2019年8月期以降6期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

このような状況において、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期に是正すべく以下の施策を実施しております。

資金繰りについて

当社は、2024年8月期におきまして、20億77百万円の債務超過となっておりましたが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、事業再生ADR手続が成立(同年7月31日)いたしました。また、同年10月31日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生いたしました。さらに、同年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日付にて新株式及び新株予約権の払込み完了がなされ、2025年2月7日付にて新株予約権の全ての行使が完了し、上述のとおり当中間連結会計期間末時点において債務超過を解消しております。

今後につきましては、業績の改善を図りながら、新たな資金調達の手段を検討してまいります。

自己資本の脆弱性について

当社グループは、当中間連結会計期間末時点で、純資産残高が810百万円となり債務超過を解消し、今決算期末 (2025年8月期)におきましても債務超過状況の解消を維持すべく、財務体質の抜本的な改善を目指してまいり ます。

売上高減少や収益力の低下について

当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することでデジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。

今後とも事業ポートフォリオの転換を含め、全社的な構造改革を継続的に進めてまいります。

事業領域の拡大について

株式会社ANAPの事業と親和性が高く、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めてまいります。

上記のとおり、事業再生に向けた取り組みを行っているものの、これらの対応策は実施途上であり、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。中間連結財務諸表は継続企業を前提として 作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

(連結の範囲又は持分法適用範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当中間連結会計期間より、新規設立した株式会社ANAPライトニングキャピタル、株式会社ARF、株式会社AELを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しております。中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1.連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社ANAPライトニングキャピタル

株式会社ARF 株式会社AEL

- 2 . 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- 3.連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日) |
|----------|--|
| 給料及び手当 | 205,351 千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 4,550 " |
| 退職給付費用 | 3,216 " |
| 業務委託費 | 132,037 " |
| 地代家賃 | 233,349 " |
| 貸倒引当金繰入額 | 425 " |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日) |
|-----------|--|
| 現金及び預金 | 609,484千円 |
| 現金及び現金同等物 | 609,484千円 |

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

- 1.配当金支払額
 - 該当事項はありません。
- 2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。
- 3. 株主資本の金額の著しい変動

当中間連結会計期間において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の行使により、資本金が1,030,791 千円、資本剰余金が1,030,791千円増加しております。

以上の結果、当中間連結会計期間末において資本金が1,553,657千円、資本剰余金が1,869,553千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

| | | | | | | | | <u> </u> |
|-----------------------|------------|---------------------|------------|-------------|---------|------------|---------|-----------|
| | 報告セグメント | | | その他 | 調整額 | 中間連結 損益計算書 | | |
| | 店舗販売 事業 | インター ネット販売 事業 | 卸売販売 事業 | ライセンス 事業 | 計 | (注) 1 | (注) 2 | 計上額 (注) 3 |
| 売上高 | | | | | | | | |
| レディースカジュアル | 208,073 | 66,550 | 1,614 | - | 276,238 | 89 | - | 276,328 |
| キッズ・ジュニア | 228,135 | 46,206 | 8,768 | - | 283,111 | 14 | - | 283,125 |
| 雑貨・メンズ | 894 | 0 | 1 | - | 896 | - | - | 896 |
| その他 | - | 1,447 | - | 20,275 | 21,722 | 117 | - | 21,839 |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 437,103 | 114,205 | 10,384 | 20,275 | 581,968 | 221 | • | 582,190 |
| その他の収益 | - | - | • | - | - | - | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 437,103 | 114,205 | 10,384 | 20,275 | 581,968 | 221 | - | 582,190 |
| セグメント間の 内部売上高又は振替高 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 計 | 437,103 | 114,205 | 10,384 | 20,275 | 581,968 | 221 | - | 582,190 |
| セグメント利益又は 損失() | 244,467 | 41,393 | 3,787 | 7,656 | 281,992 | 1,140 | 251,564 | 534,696 |

- (注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、連結子会社で予定している リラックスサロン事業、エステティックサロン事業、投資関連事業等であります。
 - 2.セグメント利益又は損失の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用251,564千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等における一般管理費であります。
 - 3. セグメント利益又は損失の合計額は、中間連結損益計算書の営業損失と調整しております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

3.報告セグメントの変更等に関する事項

従来報告セグメントとして記載していました「メタバース関連事業」については、前事業年度において主力事業の立て直しを優先するために撤退しており、当中間連結会計期間より、「メタバース関連事業」の区分を廃止しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日) |
|--|--|
| (1) 1株当たり中間純利益 | 72円00銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益(千円) | 825,782 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円) | 825,782 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 11,468,464 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 | 70円49銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円) | - |
| 普通株式増加数(株) | 246,898 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、 前連結会計年度末から重要な変動があったものの概 要 | - |

(重要な後発事象)

(新設分割)

当社は2025年1月20日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で「株式会社ANAPホールディングス」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持するとともに、新設分割により、当社の100%子会社となる株式会社ANAPを設立し、当社が営む服飾雑貨の企画販売事業に関する資産、負債及び権利義務を承継させました。

1.目的

当社は、事業再生 ADR 成立により新スポンサーによる経営体制の一新が行われ、代表取締役の異動及び取締役の刷新を行い、新たな体制のもとで事業再生に向けた強固な収益体制の確立と財務体質の抜本的な改善を進めております。

今後の当社グループの事業拡大及び、より強固な経営基盤の構築を実現するための経営体制として持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

新体制への移行を通じて、当社は持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上のため、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを行ってまいります。その具体的な内容は次のとおりであります。

グループ経営戦略推進機能の強化

持株会社はグループ全体のマネジメントに特化し、中長期的な事業領域の拡大と事業の強化に向けたグループ経営戦略を立案、推進することにより、グループ全体の企業価値を最大化することを目指します。

権限と責任の明確化による意思決定の迅速化

グループ経営管理と業務執行を分離することにより、事業会社は各事業の遂行に専念するとともに権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化による競争力の強化を図り、自律的成長を目指します。

人材育成

持株会社がグループ横断的な人事戦略を立案・遂行することにより、新たな領域や事業にチャレンジし続ける人材や、グループの総合力を向上させるための次世代の経営人材を育成していきます。

2. 当該組織再編の要旨

(1) 当該組織再編の日程

分割決議取締役会2025年 1 月20日分割承認臨時株主総会2025年 3 月31日分割の効力発生日2025年 4 月 1 日

(2) 当該組織再編の方式

当社を分割会社とし、株式会社ANAPを新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 当該組織再編に係る割当の内容

本新設分割の対価として、株式会社ANAPは、普通株式 100 株を発行し、そのすべてを分割会社である当社に交付します。

(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

株式会社ANAPは、本件事業に属する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務のうち、新設分割計画書において定めるものを承継します。

(7) 債務履行の見込み

本新設分割において、当社及び株式会社ANAPが負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。なお、本新設分割に伴う債務の継承は、免責的債務引受の方法によるものとなります。

3. 当該組織再編の当事会社の概要

| | 分割会社 | 新設分割設立会社 |
|--------------|--|-------------------|
| (1)商号 | 株式会社ANAPホールディングス | 株式会社ANAP |
| (2)所在地 | 東京都港区南青山四丁目20番19号 | 東京都港区南青山四丁目20番19号 |
| (3)代表者の役職・氏名 | 代表取締役 川合 林太郎 | 代表取締役 若月 舞子 |
| (4)事業内容 | グループ会社の経営管理 | 服飾雑貨の企画販売事業 |
| (5)資本金 | 1,553,657,662円 (2025年 2 月28日現在) | 10,000,000円 |
| (6)設立年月日 | 1992年 9 月 | 2025年 4 月1日 |
| (7)発行済株式数 | 19,167,300株 (2025年 2 月28日現在) | 100株 |
| (8)決算期 | 8月31日 | 8月31日 |
| (9)大株主及び持株比率 | ネットプライス事業再生合同会社 | 株式会社ANAPホールディングス |
| | 66.64% Q L 有限責任事業組合 7.20% M I R A I - T E C H株式会社 | 100% |
| | 2.66% 株式会社サムライパートナーズ 2.13% | |
| | 家髙 利康 1.94% | |
| | 株式会社Tiger Japan Inve stment | |
| | 1.59% | |
| | 中島 篤三 1.07% | |
| | 川原 康照 0.52% | |
| | CHINA GALAXY INTERN ATIONAL SECURITIES (HONG KONG) CO., LIM ITED-CASH CLIENT AC COUNT 0.49% | |
| | 河合 マーロン 0.48% 熊谷 晶紀 0.40% (2025年2月28日現在) | |

⁽注) 2025年4月1日付の「当社連結子会社における役員の異動に関するお知らせ」のとおり、株式会社ANAPの 代表取締役に池 直将、取締役社長に若月 舞子が2025年4月1日より異動しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社 A N A P ホールディングス(E30020) 半期報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年4月11日

株式会社ANAPホールディングス 取締役会 御中

アルファ監 査 法 人東京都港区

指定社員 公認会計士 磯 巧 業務執行社員

指定社員 公認会計士 齊藤 健太郎 業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ANAPかールディングス(旧会社名 株式会社ANAP)の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ANAPホールディングス(旧会社名 株式会社ANAP)及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間末時点においては純資産が810百万円となり、債務超過を解消しているが、前事業年度より継続して、営業損失、経常損失、当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年1月20日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で「株式会社ANAPホールディングス」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持するとともに、新設分割により、当社の100%子会社となる株式会社ANAPを設立し、会社が営む服飾雑貨の企画販売事業に関する資産、負債及び権利義務を承継させている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2024年8月31日をもって終了した前会計年度の第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間に係る四半期財務諸

表並びに前会計年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2024年4月15日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2024年11月27日付けで無限定適正意見を表明している。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の 結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記、期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。